

豊川市監査公表第38号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年11月5日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
総務部	財 政 課	平成25年4月 1日	平成25年 9月 9日
	管財契約課	～同年7月31日	～同年10月10日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【財政課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

【管財契約課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《改善事項》

各部署の備品管理において、備品とその台帳が不整合のものや、手書きの備品台帳のものが見受けられるため、備品の一斉点検を実施させるとともに、手書きの備品台帳については、そのデータを現行の備品管理システムへ完全移行し、正確かつ一元的な備品管理に改善されたい。